

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890)
問 合 せ 先 経営管理本部総務部長 篠崎 友佳
(TEL 03-6361-5450)

取締役及び執行役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、取締役及び執行役員（社外取締役は除くものとし、以下「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること及び本制度導入にかかる議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 94 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

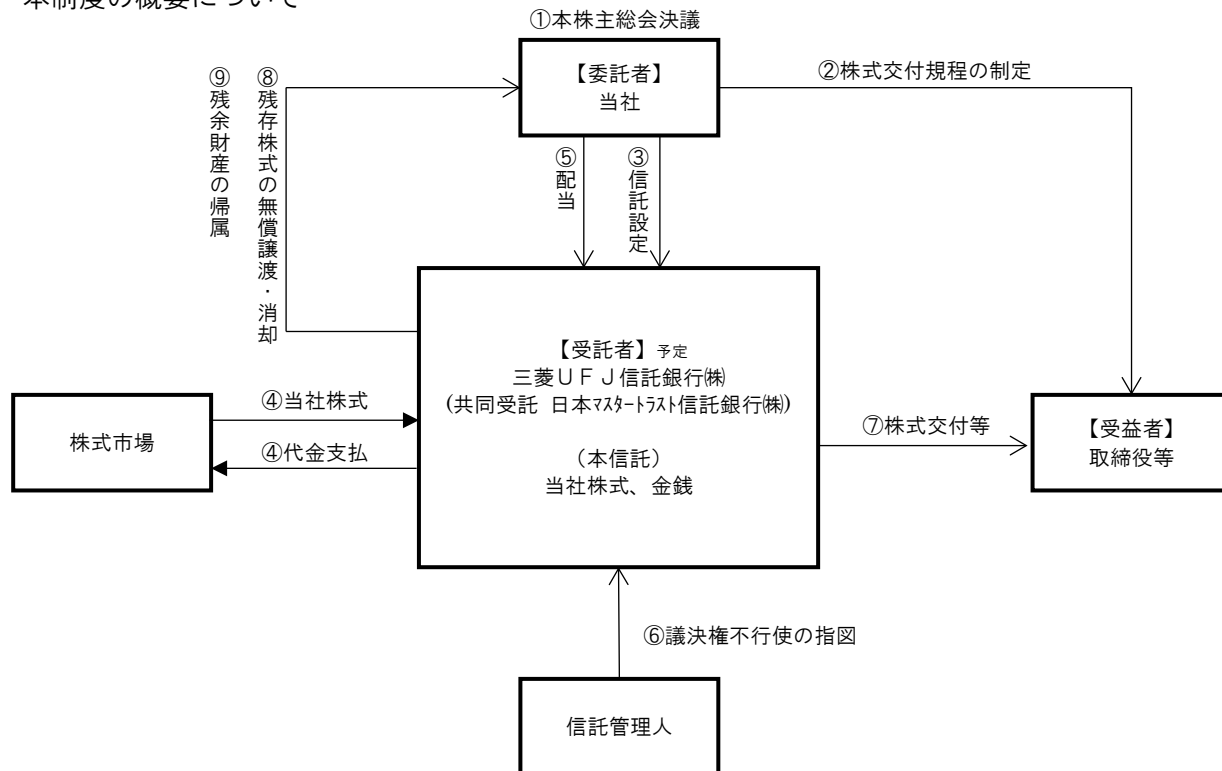
1. 業績連動型株式報酬制度の導入について

- (1) 当社は、「経営基盤の強化と新たなステージへの挑戦によって、更なる企業価値の向上を目指す」ことを経営方針に掲げており、当社取締役等がこれまで以上に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるとともに、株主の皆様との利益共有を図るため、業績との連動性が高く、かつ透明性及び客観性の高いインセンティブ報酬制度として、本制度を導入します[※]。
- (2) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を含めて構成される指名・報酬委員会を設置しております。本制度導入については、同委員会にて審議を行い、報酬制度の決定に係るプロセスと結果の妥当性・客観性を確保しております。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）を用いた、当社の中長期の企業業績に連動する株式報酬制度です。B I P 信託は、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share Plan) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock Plan) を参考とした信託型インセンティブ・プランであり、3 事業年度で設定される評価対象期間での企業業績等に応じて、取締役等に対し、報酬として当社株式及び当社株式の換価金相当額の金銭を給付（以下「株式交付等」といいます。）する仕組みです。

(4) 本制度の導入は、本株主総会での承認を条件とします。

※本制度の導入により取締役等の報酬は、基本報酬と短期業績に連動する業績報酬及び本制度による中長期業績に連動する株式報酬から構成されます。なお、社外取締役及び監査役の報酬は、従前どおり基本報酬のみで構成されます。

2. 本制度の概要について



- ① 当社は、本株主総会において、本制度にかかる役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度にかかる役員報酬についての規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を抛出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を用いて、①で承認を受けた範囲内で当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等に対して、②の規程の定めに従い基準ポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役等に対しては、3事業年度を対象として設定される評価対象期間の終了後に、当該取締役等が保有する基準ポイントの数に企業業績目標の達成度等に応じた掛率を乗じて得た株式ポイント数に対応する数の株式交付等が行われます。
- ⑧ 信託期間は延長できるものとし、延長の際には本信託内に残存する当社株式は継続して本制度において取締役等に付与するに対する株式報酬として用いることができるものとします。延長後の信託期間についても同様とします。また、延長を行わず終了させる場合には、株式の消却を行うことを条件として、本信託内に残存する当社株式は当社へ無償譲渡され、本信託内に残存する金銭は当社及び取締役等と利害関係のない第三者へ寄付されます。
- ⑨ 信託清算に際して、残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等を対象とする信託を用いた業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の対象となる取締役等は、評価対象期間として設定する平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「当初評価対象期間」といいます。）の各事業年度において基準ポイントが付与されます。基準ポイントが付与された取締役等は、評価対象期間終了後、本信託から、保有する基準ポイントの数に企業業績目標の達成度等に応じた掛率を乗じて得た株式ポイント数に対応する数の株式交付等を受けます（後記（5）参照）。

本制度は、当初評価対象期間終了後も、後記（4）の本信託契約の信託期間の延長及び追加での金銭の信託を行い、新たな 3 事業年度ごとの新たな評価対象期間を設定して継続できるものとします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限額、取締役等に対する株式交付等にかかる株式数の上限（後記（6）参照）その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

本制度においては、原則として、次の受益者要件を満たす取締役等に対して、評価対象期間終了後の平成 31 年 6 月（予定）に、本信託から、当該取締役等が当該評価対象期間について保有する株式ポイントの数に対応する数の株式交付等を行うものとします。

- ① 評価対象期間において取締役等であること（評価対象期間中に新たに取締役等となった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 当該評価対象期間についての株式ポイントを保有していること
- ④ 評価対象期間中に非違行為がないことその他株式報酬制度としての本制度の趣旨目的を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

平成 28 年 9 月から平成 31 年 8 月まで（予定）の期間（以下「当初信託期間」といいます。）とします。

当初評価対象期間終了時において本制度を継続する場合、本株主総会で承認を受けた範囲で、取締役会の決議により、本信託契約の信託期間の延長及び追加での金銭の信託ができるものとします。延長される信託期間（以下「延長される信託期間」といいます。）は、原則として、当初信託期間と同期間とします。

(5) 取締役等に対する株式交付等の時期及び内容

本制度では、評価対象期間中、評価対象期間に属する各事業年度の基準日として定める日に平成28年は9月1日、平成29年以降は毎年7月1日に、在任する取締役等に対して、基準ポイントが付与されます[※]。基準ポイントは、評価対象期間中、累積します。

原則として、受益者要件を満たす取締役等は、評価対象期間終了後、下記の算定式に従って算定される株式ポイントに応じた数の当社株式の交付等付与を本信託から受けるものとします。

$$\text{株式ポイント} = \text{基準ポイントの累計値} \times \text{業績連動掛率}$$

業績連動掛率は、評価対象期間での業績評価により、0%~150%の範囲で変動します。業績評価は、役員指名・報酬委員会により連結営業利益率等の経営指標について設定される評価対象期間終了時点での目標値に対する達成度等に基づいて行われ、取締役会の承認により確定するものとします。

株式ポイントは1ポイントにつき当社株式1株に対応するものとし、受益者要件を満たす取締役等に対して、株式ポイントの50%に対応する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）の交付及び残りのポイントに対応する当社株式の換価金相当額の金銭の給付がなされます。

なお、信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、株式ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる場合、1株式ポイントあたりの株式交付等の付与対応数の調整がなされるものとします。

[※]基準ポイントは、職務執行の内容のほか、中長期インセンティブ・プランとして健全に機能するよう、他の金銭報酬を含めた報酬体系全体でのバランス等を考慮して決定します。

(6) 本信託に拠出する金銭の上限額及び本信託からの株式交付等に対応する当社株式の数の上限

本株主総会では、当社が信託する金銭の上限を、当初信託期間または延長される信託期間ごとに170百万円（以下「本信託上限金額」といいます。）として承認決議を得る予定です。

また、本制度において1事業年度に対応する株式交付等にかかる当社株式（ポイント）の数の上限は120千株（120千ポイント）として承認決議を得る予定です。そのため、当初信託期間または延長される信託期間ごとの本信託が取得する当社株式数の上限（以下「取得上限株式数」といいます。）は、1事業年度に対応する株式交付等にかかる当社株式の数の上限

に、評価対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた数に相当する株式数(360千株)となる予定です。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等がなされた場合は、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、本信託上限金額及び取得上限株式数の範囲内で、株式市場からの取得により行うことを予定しています。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が取締役等に対して付与される株式ポイントの数に対応する数に不足する可能性が生じた場合には、本信託上限金額及び取得上限株式数の範囲内で、当社は追加で金銭を信託し、受託者は当社株式を追加取得できるものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式の議決権は、当社のコーポレート・ガバナンスの公正性を担保するため、信託期間中、全て行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、信託報酬等の本制度運営のための費用に充てられます。費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社及び取締役等と利害関係のない第三者へ寄付を行う予定です。

(10) 本信託終了時の取扱い

本信託の終了時に残存する本信託内の当社株式は、株主還元策として、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡される予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託
② 信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社(予定) (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)(予定)
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
⑦ 信託契約日	平成28年9月(予定)
⑧ 信託の期間	平成28年9月(予定)から平成31年8月(予定)まで
⑨ 制度開始日	平成28年9月(予定)
⑩ 議決権行使	行使しないものとします。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の上限額	170百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。)
⑬ 帰属権利者	当社
⑭ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
② 株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上